　　　守山野洲地域安全連絡所の設置及び運営に関する要綱

別紙２の別添

（趣旨）

第１条　この要綱は、守山野洲地域安全連絡所（以下「連絡所」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡所の設置）

第２条　住民生活に危害を及ぼす犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）を未然に防止し、地域住民全体で防犯意識を向上させるための地域の自主安全活動の拠点となるよう、守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会（以下「防犯自治会」という。）の下部組織として、自治会若しくは町内会ごとに又は、防犯自治会の会長（以下「防犯自治会長」という。）が、守山警察署長（以下「警察署長」という。）と協議して必要と認めた地域ごとに、連絡所を設置するものとする。

（地域安全連絡所責任者等の委嘱）

第３条　連絡所に、地域安全連絡所責任者（以下「連絡所責任者」という。）１人を置き、連絡所責任者を補佐するため地域安全指導員(以下「指導員」という。)１人を置くことができる。ただし、指導員は、おおむね100世帯を超えるごとに１人を加算した人数を置くことができる。

２　連絡所責任者及び指導員は原則として自治会の役員（以下「自治会役員等」という。）のうちから、防犯自治会長が警察署長と協議して、連名によりこれらを委嘱するものとする。

３　連絡所責任者の委嘱は別記様式第１号の委嘱状を、指導員の委嘱は別記様式第２号の委嘱状を交付して行うものとする。

（地域安全連絡所班長等の委嘱）

第４条　防犯自治会長は、各学区の自治連合会ごとに、連絡所責任者が相互に協議したところにより選出した者のうちから、地域安全連絡所班長（以下「班長」という。）を任命することができる。

２　防犯自治会長は、各区、自治連合会ごとに、班長が相互に協議したところにより選出した者のうちから、地域安全連絡所総代（以下「総代」という。）を任命することができる。

（任期）

第５条　連絡所責任者及び指導員の任期は、自治会役員等の在任期間又は２年とする。ただし、補欠の場合の任期は前任者の任期の残任期間とする。

２　連絡所責任者及び指導員は、再委嘱することができる。

（解嘱）

第６条　防犯自治会長または警察署長は、連絡所責任者及び指導員が次のいずれかに該当するときは、相互に協議して、これを解嘱することができる。

(1)　自治会役員等の身分を失ったとき。

(2)　必要な適格性を欠くと認められるとき。

（職務）

第７条　連絡所責任者及び指導員の職務は、次のとおりとする。

(1)　住民、自治会等との連携及び他の連絡所責任者、交番・駐在所その他の関係機関との会議等、連絡調整に努めること

(2)　防犯自治会及び警察署からの地域安全情報や連絡事項等を自治会等の回覧網を活用して迅速・効果的に周知すること

(3)　地域における自主的な防犯活動の推進に関すること

　(4)　犯罪情報等の通報、困りごとについての相談に関すること

　(5)　地域安全行事への参加と呼びかけに関すること

　(6)　地域安全に関する住民の要望や意見を取りまとめ、防犯自治会及び警察署に連絡すること

　(7)　その他、地域の自主安全活動に必要な活動

２　班長の職務は、次のとおりとする。

(1)　担当する区域内の連絡所責任者との連携及び他の班長、総代並びに交番、駐在所その他の関係機関との連絡調整に関すること

　(2)　犯罪等の発生状況や住民の要望・意見の集約並びに関係機関への連絡に関すること

　(3)　第10条第１項に規定する地域安全連絡会の開催に関すること

　(4)　その他、地域の自主安全活動に関し、班長として必要な活動

３　総代の職務は、次のとおりとする。

　(1)　担当する区域内の班長との連携、他の総代、防犯自治会並びに警察署その他の関係機関との連絡調整に関すること

　(2)　犯罪等の発生状況、住民の要望及び意見の集約並びに関係機関への連絡に関すること

(3)　第11条第１項に規定する地域安全協議会の開催に関すること

(4)　その他、地域の自主安全活動に関し、総代として必要な活動

（地域安全連絡所表示板）

第８条　防犯自治会長は、第３条第２項の規定により連絡所責任者を委嘱したときは、別記様式第３号の地域安全連絡所表示版を貸与することができるものとする。

２　前項の規定により貸与を受けた連絡所責任者は、当該地域安全連絡所表示版を連絡所の見やすい場所に標示するものとする。

３　連絡所責任者は、任期が満了し、または解嘱されたときは、遅滞なく第１項の規定により貸与を受けた地域安全連絡所表示版を返納しなければならない。

（地域安全指導員表示版）

第９条　防犯自治会長は、第３条第２項の規定により指導員を委嘱したときは、別記様式第６号の地域安全指導員表示版を貸与することができるものとする。

２　前項の規定により貸与を受けた指導員は、当該地域安全指導員表示版を自宅の見やすい場所に標示するものとする。

３　指導員は、任期が満了し、または解嘱されたときは、遅滞なく第１項の規定により貸与を受けた地域安全指導員表示版を返納しなければならない。

（地域安全連絡会の設置）

第10条　連絡所相互の連携と安全活動を効果的に推進するため、各学区自治連合会ごとに地域安全連絡会（以下「連絡会」という。）を設置することができる。この場合において、各学区自治連合会ごとに設置することができないときは、交番若しくは駐在所の区域ごとに設置できるものとする。

２　連絡会は、連絡所責任者、指導員および当該連絡所が所在する地域を管轄する交番または駐在所の警察官により構成する。

３　連絡会は、班長が主宰する。ただし、班長が複数の時は、相互に協議して、代表者を選出するものとする。

４　連絡会は、次に掲げる活動を行うものとする。

　(1)　第11条第１項に規定する地域安全連絡協議会の決定事項に基づく具体的な自主安全活動実施計画の策定

　(2)　地域安全情報、地域住民の要望及び意見の交換

　(3)　犯罪等が発生し、または発生が予想される場合における防止対策の検討

　(4)　その他、連絡会として必要と認めるもの

５　班長は、連絡会を開催するにあたり、必要と認める者に出席を求めることができる。

（地域安全協議会の設置）

第11条　班長及び連絡会相互の連携と安全活動を効果的に推進するため、各学区自治連合会ごとに地域安全協議会(以下｢協議会｣という。)を設置することができる。

２　協議会は、防犯自治会事務局担当者、班長、警察署生活安全課(係)長および地域課長(係)長により構成する。

３　協議会は、総代が主宰する。

４　協議会は、次に掲げる活動を行うものとする。

　(1)　防犯自治会の事業計画に基づく自主安全活動実施計画の策定

　(2)　地域内の安全対策に関する調査および研究並びに当該安全対策の実施

　(3)　地域安全施設および体制の拡充強化

　(4)　その他、協議会として必要と認めるもの

５　総代は、協議会を開催するにあたり、必要と認める者に出席を求めることができる。

（表彰）

第12条　防犯自治会長および警察署長は、地域安全活動について功労があったと認められる者および団体を表彰することができる。

２　班長は、地域安全活動について功労があったと認められる者および団体について、総代を経由して防犯自治会長および警察署長に表彰を上申することができる。

（備付簿冊）

第13条　連絡所責任者は、次の簿冊を備え付けておくものとする。

　(1)　会議等の開催結果（別記様式第５号）

　(2)　関係機関に対する危険防止の措置の要請書の写しつづり

　　　付　則

　１　この要綱は、平成６年５月29日から施行する。

　２　この要綱の施行の日の前日において｢防犯連絡所の設置および運営要綱｣(昭和35年制定以下｢旧要綱｣という。)に基づき防犯連絡所責任者に委嘱されている者は、施行の日をもってその任務を終了する。

　３　旧要綱は、廃止する。

　　　付　則

　この要綱は、平成10年４月１日から施行する。

　　　付　則

　この要綱は、平成16年10月１日から施行する。

　　　付　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。